

回答

案件名：大通交流拠点地下広場行政施設で使用する電力調達

質問 No.1	入札書に記載する日付を教えてください。
回答 No.1	入札書に記載した日付になります。そのため、入札書提出期限以前になろうかと思えます。
質問 No.2	内訳書の基本料金の小計 c に関しては小数点第 4 位まで出る可能性がありますので 3 位以降の単数処理について指定があれば教えてください。
回答 No.2	1 円未満切り捨てとなります。
質問 No.3	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。
回答 No.3	現時点で電力の契約に影響するような工事予定はございません。なお、契約書（案）第 12 条 1 項において、「この契約を締結した後において、（中略）電力契約において、契約期間中に契約条件が著しく不相当となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができる。」としております。
質問 No.4	一般送配電力事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じていただけますか。
回答 No.4	契約書（案）第 12 条第 1 項により、契約条件が著しく不相当となったときは協議に応じます。
質問 No.5	現在の供給者を教えてください。
回答 No.5	北海道瓦斯株式会社です。
質問 No.6	一般送配電事業者（ネットワークサービスセンター）から開札以降に切替手続きをしても間に合うことの確約を書面でいただいておりますか。万が一供給開始が間に合わない場合、ペナルティ等はございますか。
回答 No.6	供給開始に間に合わない場合、契約書（案）に従い、落札業者様の業務不履行となり、契約解除等となる可能性があります。 こういったことがないよう、札幌市も切り替え手続きに間に合うよう迅速な手続きをいたします。 なお、切替手続きが間に合うことの確約を書面ではいただいておりますが、スイッチングにかかる標準事務手続きは 8 営業日（ほくでんネットワーク HP 参照）となっており、スイッチングに係る手続きについては、供給開始までに間に合うものと考えております。

質問 No.7	切り替え手続きに必要な資料の提示を、切り替えに間に合うよう早急にご協力いただく事は可能でしょうか。
回答 No.7	切り替え手続きに間に合うよう迅速な手続きをいたします。
質問 No.8	現供給先が一般送配電事業者様の場合、切替に必要な日数が不足していますが、切替が間に合わない、もしくは切替は間に合うが、同時同量のデータ（30分値）が取れない期間が発生する場合がございますがご了承くださいますか
回答 No.8	現供給先は一般送配電事業者ではありません。また、切り替えが間に合わない場合は No.6 の回答のとおりとなります。
質問 No.9	請求書は WEB からのダウンロードにてご対応いただけますか。
回答 No.9	請求書には、請求印を押印していただく必要があるため、原則として書面により、通知等送付先ごとに送付してください。 ただし、本市にて、印刷された請求印を使用するための承認手続きを完了されている事業者において、発注課が認める場合には、WEBからのダウンロードによる請求書の送付も可能となりますので、落札後にご相談ください。承認手続きの詳細については、札幌市会計室会計管理課（TEL：011-211-2142）までお問い合わせください。 ただし、請求書をWEBからダウンロードする場合でも、契約書第9条のとおり、発注者への通知は必要となります。
質問 No.10	検針結果は請求書の内訳をもって検針票に変えさせていただきます。その旨ご了承くださいますか。
回答 No.10	問題ありません。
質問 No.11	毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードのみとなります旨ご了承くださいますか。
回答 No.11	契約書（案）第21条2項による契約後の協議事項となります。
質問 No.12	（権利義務の譲渡等）条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。『ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』
回答 No.12	本市において、電力契約（単価契約）は当該事由における債権譲渡の承諾の対象外としているため、（権利義務の譲渡等）条文の内容に関し、変更又は追加を行うことはできません。
質問 No.13	計量日に関する条文を以下に変更または追加頂くことは可能でしょうか。『計量は毎月1日午前0:00に行う。』
回答 No.13	計量日時は、契約書（案）第9条1項により、協議のうえ各月ごとに定めることとなります。

質問 No.14	計量について「受注者は計量器に記録された値により計量をする」とありますが、数値の計量は一般送配電事業者が自動検針でおこなうため弊社では行わないが問題無いでしょうか(契約書第9条)
回答 No.14	計量値を通知いただければ問題ありません。
質問 No.15	最大需要電力・使用電力のお知らせと電気料金の請求について、最大需要電力・使用電力をお知らせできるタイミングと請求をするタイミングが同時になってしまいますが問題はないでしょうか。 また、最大需要電力・使用電力の通知について第5営業日以降の通知となってしまうのですが許容いただけますか。(契約書第9条、11条)
回答 No.15	最大需要電力・使用電力の通知と請求を同時にいただくことは問題ありません。原則として計量後速やかに通知してください。なお、これによりがたい事情がある場合は第9条3項に基づき契約後の協議事項とさせていただきます。
質問 No.16	支払い期限について、弊社の約款では支払い期限日は「検針日の翌日から30日以内」のため契約締結となる際にそのような内容に変更は可能でしょうか。(契約書第11条4)
回答 No.16	変更はできかねます。札幌市の約款どおりとなります。
質問 No.17	遅延利息について、契約約款では「1日当たり0.0274%の割合を乗じて算定した金額」のため契約締結の際にそのような内容に変更は可能でしょうか。(契約書第11条8)
回答 No.17	変更はできかねます。札幌市の約款どおりとなります。
質問 No.18	契約保証金について、弊社では現金ではなく保険証書を提出しておりますが問題はないでしょうか。(入札説明書6その他(2)契約保証金)
回答 No.18	保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出していただければ、問題ありません。